

●●●パブリックコメントの実施について●●●

市民の皆さんからの意見を募集します

パブリックコメントとは、市の基本的な政策の策定などにあたり、政策の趣旨、内容などを公表するとともに、市民の皆さんからの意見などの提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。

市民の皆さんの意見をお聞きすることにより、市民の市政への積極的な参加と行政への透明性の向上を図り、協働によるまちづくりの推進に資することを目的としています。

今回は、次の条例案への意見を市民の皆さんから募集します。



高浜市暴力団排除条例(案)への意見を募集します

市では現在、「高浜市暴力団排除条例(案)」を策定しています。この条例は愛知県暴力団排除条例が、平成23年4月1日に施行されたことを契機に、高浜市暴力団排除条例の制定を目指し、「高浜市暴力団排除条例(案)」について広く意見を募集します。

意見の提出方法など

■意見への対応

本条例制定に向けての参考とさせていただきます。また、提出された意見は、意見の概要および市の考え方を取りまとめて公表します。

■意見を提出できる方

市内在住、在勤または在学の方、市内に事務所または事業所を有する方

■条例(案)の閲覧場所

高浜市ホームページ、市役所都市整備グループ、いきいき広場、中央公民館、吉浜公民館、高取公民館、南部公民館、東海会館、図書館

■意見提出

1月16日(月)～30日(月)に、直接、郵送、FAXまたはメールに、①件名「高浜市暴力団排除条例(案)に対する意見」、②住所、③勤務先または学校名(市外の方のみ)、④氏名、⑤連絡先、⑥あなたの意見を記入(様式自由)して、都市整備グループへ提出してください。

●電話による受付はしていません。

●個別の回答はしませんのでご了承ください。

●意見を求める内容と直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるようなものについては、意見として取り扱いませんのでご了承ください。

問合せ先 444-1398 高浜市役所都市整備グループ(住所不要)

☎52-1111(内線284) FAX52-1110 Eメール seibi@city.takahama.lg.jp